

御殿場市・小山町広域行政組合告示第9号

（仮称）御殿場市・小山町広域行政組合ごみ焼却施設整備及び運営事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定に基づき、当該事業の実施に関する方針を定めたので、同条第3項の規定に基づき、別冊のとおり公表する。

平成22年10月25日

御殿場市・小山町広域行政組合
管理者 御殿場市長 若林洋平